3　市長は、その職員に、法第百七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十八条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4　［略］

第二百十七条　都道府県知事は、法第百七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2　市長は、法第百七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第五十四中「届け出ます」を「申請します」に改め、様式第九十九中「第十四条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

（ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第二条　ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第十二条」を「第十六条」に改める。

（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～二十二　［略］ 二十三　機構法第十一条第二項第三号に規定する液化天然ガスの調達に関する事項 二十四　機構法第十一条第二項第四号に規定する燃料の調達に関する事項 二十五～二十八　［略］ （経理の方法） **第二十三条**　機構は、機構法第十二条第一号に掲げる業務に係る勘定の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。 一・二　［略］ 三　機構法第十一条第二項第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。） 四　機構法第十一条第二項第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。） 五　前各号に掲げる業務以外の業務（これらに附帯する業務を含む。） 2　［略］	（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～二十二　［略］ ［新設］ 二十三　機構法第十一条第二項第三号に規定する燃料の調達に関する事項 二十四～二十七　［略］ （経理の方法） **第二十三条**　機構は、機構法第十二条第一号に掲げる業務に係る勘定の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。 一・二　［略］ 三　機構法第十一条第二項第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。） ［新設］ 四　前三号に掲げる業務以外の業務（これらに附帯する業務を含む。） 2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。